

## 【健康保険証の廃止について】

**2025年12月2日より、(旧)健康保険証は使用できなくなります。**

原則としてマイナ保険証（マイナンバーカードに保険証登録を行ったもの）を利用いただく体制になります。  
そうでない方には11月中旬に資格確認書(カード)をお届けします。

利用する資格者証	2024年		2025年	
	~12月1日	12月2日~	~12月1日	12月2日~
対象者		(旧)健康保険証の発行停止 (移行期間として使用可)	(旧)健康保険証使用不可	
マイナカード あり	保険証登録を済ませている方	マイナ保険証 または (旧)健康保険証		マイナ保険証
	有効期限切れで更新手続中			健保に申請のうえ手続完了 までは資格確認書を使用
	紛失等で再発行手続中			
	保険証登録を解除済みの方			資格確認書 (カード)
	保険証登録を行っていない方	(旧)健康保険証		
マイナカード なし	マイナカードを保有していない方	2024年12月以降の加入または再発行の方は資格確認書		資格確認書 (カード)
	マイナカードを返納済みの方			

**2025年11月中旬に、マイナ保険証登録のない方に  
健保より資格確認書をお届けします。（申請不要）**



(旧)健康保険証 (~2025年12月1日)

健 康 保 険 本 人(被保険者)	令和 3 年 4 月 1 日 付
被保険者証 記号 9999 番号 99999999 (有効) 99	
氏 名 XX XX	
生年月日 昭和45年 1月 1日	性別 男
資格取得 令和 3 年 4 月 1日	
保険者所在地 東京都渋谷区千駄ヶ谷4丁目19番18号	
保険者番号 06137103 Tel. 03-3404-1884	
保険者名称 大京健康保険組合	
発行 通番 99999999	
	

## マイナンバーカード（保険証登録済）

氏名	□□□□	□□□□
住所	□□□□□□□□□□□□□□□□□□	
性別	○男 ○女	
○年○月○日生	○年○月○日まで有効	
交付地市町村長名		
有効期限	○年○月○日	

## +

### 資格情報のお知らせ

マイナ保険証とセットで保管

## 資格確認書（マイナ保険証が使用できない方）

健 康 保 険 本 人(被保険者)	令和 3 年 4 月 1 日 付
<b>資格確認書</b>	記号 9999 番号 99999999 (機種) 99
氏 名 XX XX	
生年月日 昭和45年 1月 1日	性 別 男
資格取得 令和 3 年 4 月 1日	
保険者所在地 東京都渋谷区千駄ヶ谷4丁目19番18号	
保険者番号 06137103 Tel. 03-3404-1884	
保険者名称 大京健康保険組合	
発 行 通 碁 109999999	
被保険者ホームページ <a href="http://www.daikykerpo.or.jp/">http://www.daikykerpo.or.jp/</a>	

カードリーダー不備等でマイナ保険証が使用できない場合、マイナカードと「資格情報のお知らせ」を合わせて提示することで保険適用が受けられます。

2024年10月に加入者全員に、以降は  
加入時にマイナ保険証登録済の方に交付しています。

資格情報のお知らせ

令和元年

大清光緒年Y月Z日奉行

八京健康保険組合  
会員登録

11  
06137102

103

1

100

必要です

Page 1

# 保険証廃止に伴い理解いただきたい事項

## マイナ保険証について

自治体に申請してマイナンバーカードを入手し、①医療機関・薬局の受付、②マイナポータル、③セブン銀行ATM、等から保険証登録を行うことで、マイナンバーカードが従来の健康保険証として使用できます。

「より良い医療を受けることができる」「手続きなしで高額医療の限度額を超える支払が免除される」等のメリットがあります。

<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001484108.pdf>

### 「資格情報のお知らせ」について

医療機関のカードリーダー不具合等によりマイナ保険証で資格確認ができない場合、マイナンバーカードには健康保険の記号・番号の記載がないため「資格情報のお知らせ（カード大の厚紙）」と一緒に提示することで資格確認が可能となります。2024年10月に全加入者に郵送し、2024年12月以降は新規加入時にマイナ保険証登録済みの方に交付しています。紛失・破損等の場合は、健保に申請をいただければ再発行します。

### マイナカード機能のスマートフォン搭載について

2025年9月より、スマートフォン（Android、iPhone）にマイナンバーカード機能を搭載することが可能となり、保険証登録が済んでいれば、スマホが保険証機能を持つことになります。ただし、すべての医療機関が対応しているわけではありません。

<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001507615.pdf>

## マイナ保険証登録について

①医療機関・薬局の受付（カードリーダー）、②マイナポータル（行政手続きのオンライン窓口）、③セブン銀行ATM、等から保険証登録を行うことができます。

<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001484108.pdf>

### 保険証登録の解除について

保険証登録の解除は自治体やご自身では行えません。健保に「登録解除申請書（HP掲載）」を提出いただき、健保にて受理・手続きを完了後、その翌月末に解除となりますので、このタイミングで「資格確認書」を交付します。

## マイナカードの有効期限について

マイナカード自体の有効期限は10年（発行時18歳未満の方は5年）、電子証明書の有効期限は5年です。

発行した自治体から有効期限の3カ月前に更新の案内書面が送付されますので、必ず期限内に対応・更新して下さい。更新しないと使用できず、自治体で再発行等の手続が必要となります。

なお、再発行した場合は、改めて自身で保険証登録を行わないと医療機関で使用できません。

<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001459106.pdf>

## マイナカードを紛失した場合

マイナカード自体の再発行は住民登録先の自治体に申請することになります。本人確認書類や手数料と、発行までに一定期間を要するところが多いようです。その間にも医療機関を受診できるよう、健保に「資格確認書発行申請書」を提出して下さい。

## マイナカードの返納

返納は自治体窓口で行います。保険証登録を行っている場合、返納と同時に医療機関での健康保険適用ができなくなりますので、健保に「資格確認書発行申請書」を提出して交付を受けてください。

## マイナ保険証を使用できない方（マイナカードを持っていない、保険証登録を行っていない…等）

マイナ保険証を使用できない方には、従来の健康保険証と同様に使用できる「資格確認書（カード）」を発行します。

2024年12月より健康保険証の新規発行が廃止され、以降の新規加入者（マイナ保険証登録を行っていない方）に発行しています。

2025年12月からは健康保険証の使用ができなくなりますので、既存の加入者（マイナ保険証登録を行っていない方）には2025年11月に一斉交付して現住所にお届けします。従来の健康保険証は法的に無効となりますので各自破棄いただくことになります。

### 「資格確認書」について

従来の健康保険証（カード）と同じ体裁・様式のカードで、従来同様に使用でき、資格喪失（退職、扶養削除）時やマイナ保険証登録を行った場合には返却が必要です。有効期限満了時には健保より新たなものを発行します。

マイナ保険証のような「より良い医療を受けることができる」「手続きなしで高額医療の限度額を超える支払が免除される」等のメリットはありませんので、高額な医療費の立て替え払いを避けるには、事前に健保に「限度額適用認定証」を申請し、合わせて医療機関窓口に提出する必要があります。